

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

様式第五号の二（第十四条の三関係）

実務経験証明書

		(フリガナ) 被証明者氏名	
実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明薯番号			
在職期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間	代表者氏名	印
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間	代表者氏名	印
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間	代表者氏名	印
在職期間計		年 月 間	

備 考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第 18 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 印

福島県知事 殿

(注)

(登 録)

第 18 条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引
に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を
有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を
有するものと同等以上の能力を有すると認めたもの
は、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を
行った都道府県知事の登録を受けることができる。た
だし、次の各号の一に該当する者については、この限
りでない。

- 一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の
行為能力を有しない未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 第 66 条第八号又は第九号に該当することにより
第 3 条第 1 項の免許を取り消され、その取消しの日
から 5 年を経過しない者(当該免許を取り消された
者が法人である場合においては、当該取消しに係る
聴聞の期日及び場所の公示の前日 60 日以内にその
法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年
を経過しないもの)
- 四の二 第 66 条第八号又は第九号に該当するとして
免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示され
た日から当該処分をする日又は当該処分をしない
ことを決定する日までの間に第 11 条第 1 項第五号
の規定による届出があった者(宅地建物取引業の
廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該
届出の日から 5 年を経過しないもの

四の三 第 5 条第 1 項第二号の 3 に該当する者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を
経過しない者

五の二 この法律若しくは、暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律の規定に違反したこと
により、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第
208 条ノ 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しく
は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと
により、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年
を経過しない者

六 第 68 条の 2 第 1 項第二号から第四号まで又は同条
第 2 項第二号若しくは第三号のいずれかに該当す
ることにより登録の消除の処分を受け、その処分の
日から 5 年を経過しない者

七 第 68 条の 2 第 1 項第二号から第四号まで又は同条
第 2 項第二号若しくは第三号のいずれかに該当す
るとして登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所
が公示された日から当該処分をする日又は当該処
分をしないことを決定する日までの間に登録の消
除の申請をした者(登録の消除の申請について相当
の理由がある者を除く。)で当該登録が消除された
日から 5 年を経過しないもの

八 第 68 条の規定による禁止の処分を受け、その禁止
の期間中に第 22 条第一号の規定によりその登録が
消除され、まだその期間が満了しない者